

表2-1(平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表)

退職手当の調整額区分(平成27年8月14日時点)

		行政職	海事職	教育職(2)、(3)	医療職(2)	現業職
区分	調整月額	職務の級				
第1号	65,000	9級				
第2号	59,550	8級				
第3号	54,150	7級		4級 大規模校		
第4号	43,350	6級	7級	4級 大規模校以外	6級又は7級	
第5号	32,500	5級	6級	3級		
第6号	27,100	4級	5級	2級 役職加算5% 以上	5級	5級
第7号	21,700	3級	4級	1級 役職加算5%以上	3級又は4級	4級
第8号	0	上記以外	上記以外	上記以外の2級または1級	上記以外	上記以外

※大規模校は、「管理職手当に関する規則第3条第1項第4号及び第5号に規定する教育職給料表の適用を受ける職員で人事委員会が別に定める職員について」に規定された規模の学校のこと。

- (1)小学校…18学級以上
- (2)中学校…11学級以上
- (3)高等学校…9学級以上
- (4)特別支援学校…12学級以上
- (5)小中併置校…13学級以上